

# ASIA FOCUS NEWSLETTER

## Newsletter

December 2025

### 本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄  
パートナー  
+81 3 6271 9517  
[masao.katsuyama@bakermckenzie.com](mailto:masao.katsuyama@bakermckenzie.com)

竹中 陽輔  
パートナー  
+81 3 6271 9548  
[yosuke.takenaka@bakermckenzie.com](mailto:yosuke.takenaka@bakermckenzie.com)

富本 聖仁  
パートナー  
+81 3 6271 9710  
[seiji.tomimoto@bakermckenzie.com](mailto:seiji.tomimoto@bakermckenzie.com)

和田 卓也  
パートナー  
+81 3 6271 9716  
[takuya.wada@bakermckenzie.com](mailto:takuya.wada@bakermckenzie.com)

北村 裕幸  
カウンセル  
+81 3 6271 9758  
[hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com](mailto:hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com)

野溝 夏那  
アソシエイト  
+81 3 6271 9742  
[kana.nomizo@bakermckenzie.com](mailto:kana.nomizo@bakermckenzie.com)

前田 樹乃  
アソシエイト  
+81 3 6271 9485  
[mikino.maeda@bakermckenzie.com](mailto:mikino.maeda@bakermckenzie.com)

### Asia Focus Newsletter 2025 年 12 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

今月注目されるのは、インドネシアにおける輸入管理強化を目的とした法改正です。グローバルにビジネスを展開する企業が増える中、この改正はインドネシアでビジネスを行う企業にとって、戦略の見直しや新しい電子手続への対応が不可欠となる重要な動きです。今後の実務への影響を慎重に見極める必要がありそうです。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

#### オーストラリア: デジタル資産に関する ASIC のガイダンス更新 (2025/10/29) (2025/11/11)

2025年10月29日、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）はデジタル資産に係るガイダンスである INFO225 を改訂し、デジタル資産が金融商品に該当する場合のライセンス義務を明確化した。また、2026年6月30日までに申請又は事業停止通知を行う事業者（暗号資産貸付、デリバティブ等一定の業務に係るものを除く）については、オーストラリア金融サービスライセンス（AFSL）等の未取得に対する措置を取らない方針を示した。

#### タイ: 労働保護法改正により育児及び乳児ケア休暇を導入 (2025/11/13)

労働保護法に関する改正法が2025年11月7日付で公布され、2025年12月7日に施行された。本改正により、産前産後休暇は120日に延長され、うち60日は雇用者に賃金全額の支払義務が発生する。また、乳児が医療上のリスクを有する場合、追加15日間の乳児ケア休暇が認められ、賃金の50%以上の支払義務が生じる。さらに、配偶者によるサポートのための15日の有給育児休暇も新設された。

#### タイ: 銀行等の金融機関及びアセットマネジメント会社のジョイントベンチャー枠組みを導入 (2025/11/17)

2025年11月7日、タイ中央銀行は告示を発行し、銀行、ノンバンク及び特殊金融機関がアセットマネジメント会社とジョイントベンチャーを設立・運営できる枠組みを導入した。JV-AMCは最長15年間運営可能であり、当該JVを通じた不良債権及び不良資産の取得については類型別に一定の制限に服することになる。当該枠組みの導入により、金融機関による不良債権・不良資産処理に関し、アセットマネジメント会社との新たな協業可能性が生じる。

## インドネシア：新しい輸入フレームワークが輸入業者により高い透明性を提供

(2025/11/26)

2025年10月22日、インドネシア貿易省は輸入政策に関する規則を改正する貿易大臣規則第37号（2025年）を公表し、同規則は11月5日から施行された。改正の目的は、輸入業者に対する事業者識別番号（NIB）に関する輸入者識別番号（API）としての利用の明確化や、輸入管理の実効性強化である。新制度では、電子統合や手続の明確化、非事業性の輸入に対する手続上の免除拡大が盛り込まれている。

## 香港：香港終審法院、中国本土所在文書のクロスボーダー開示手続の筋道を明確化（要請書による方法） (2025/11/10)

香港終審法院（CFA）は、香港訴訟で中国本土に所在する文書を取得するための仕組みを明確化する画期的な判決を下した。判決では、香港裁判所が当事者のディスカバリー義務の履行を促進するために、本土裁判所に対して要請書（レター・オブ・リクエスト）を発行する広範な権限を有することを確認した。一方で、申請者は本土裁判所が要請に応じる可能性を示す必要があるとした。文書提供には中国法や規制当局の承認が関係する場合があるため、本土所在文書の提供を求める場合には戦略的な計画を立てることが不可欠である。

## シンガポール：職場公平法が可決—何が変わったか (2025/11/5)

職場公平法（WFA）の法案がシンガポール国会に提出され、2025年11月4日に可決された。WFAは、職場での差別防止と公平な待遇の強化を目的としている。法案は、差別に関する不法行為の創設、雇用請求審判所（ECT）の裁判管轄拡大、不当訴訟の排除、義務的調停を含む三段階の紛争解決プロセスを導入し、職場差別への対応強化を内容とする。WFAは2部構成で、2027年に施行される予定である。

## シンガポール：資本市場商品トーケン化に関する MAS ガイドを公表

(2025/11/19)

2025年11月14日、シンガポール金融管理局（MAS）は資本市場商品トーケン化（トーケナイゼーション）ガイドを公表し、従来のデジタルトーケン・オファリングガイド（2020年最終改訂）を置き換えた。本ガイドでは、トーケン化された資本市場商品の発行及び関連活動に対する証券法等の適用を明確化し、経済的実質に基づく規制方針を再確認している。また、オファリング規制、ライセンス要件、アンチ・マネー・ロンダリング（AML）・テロ資金供与対策（CFT）規制、証券法規制の域外適用を示し、革新的事業者向けに規制サンドボックス参加も規定している。

## シンガポール：サイバーセキュリティ改正法の主要規定が施行 (2025/11/27)

2025年10月31日、サイバーセキュリティ改正法の主要規定が施行された。同法は、2018年サイバーセキュリティ法を改正するものである。改正により、重要情報インフラ（CII）の定義に仮想システムを追加し、国外に設置されたCII及び企業が自社で所有していないCIIについても規制対象となる。また、インシデント報告義務を拡大し、一時的なサイバーセキュリティ上の懸念のあるシステム（STCC）に関する制度を新設した。なお、基盤的デジタルインフラ（FDI）規制及び罰則改定は未施行である。

## シンガポール：CCS、グリーンウォッシングへの監視強化を背景として品質関連表示ガイドを発表 (2025/11/28)

2025年10月6日、シンガポール競争・消費者委員会（CCS）は、製品や事業に関する品質関連表示（Quality-related Claims）を行う際の指針を示すガイドを公表した。本ガイドでは、特に環境関連表示の真実性確保に重点を置き、5つの主要原則を提示している。近年、グリーンウォッシングに関する違反への取締りが強化されており、CCSは、2003年消費者保護（公正取引）法（CPFTA）に基づき、虚偽または誤解を招く表示を調査し、違反企業との間で訴訟を行ったり自主

的なコンプライアンス合意を締結することを通じて不公正な慣行を是正する権限を有している。

## 編集後記

今月号担当の勝山、和田、野溝、前田です。

今月注目されるのは、インドネシアにおける輸入管理強化を目的とした法改正です。グローバルにビジネスを展開する企業が増える中、この改正はインドネシアでビジネスを行う企業にとって、戦略の見直しや新しい電子手続への対応が不可欠となる重要な動きです。今後の実務への影響を慎重に見極める必要があります。

先月号では、「ベトナム：包括的なAIガバナンスの枠組みのためのAI法草案を発表」、「ベトナム：個人情報保護法を読み解く - GDPRに触発された独自のルール」、「台湾：サイバーセキュリティマネジメント法の改正」が比較的多く閲覧されました。



勝山



和田



野溝



前田